

中日本高速道路株式会社

「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

中日本高速道路株式会社のビジョンを次ページ以降に公開します。

中日本高速道路株式会社の管理する区域内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【中日本高速道路株式会社のビジョン確認フロー】

①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼

《申請者→中日本高速道路株式会社》

②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認

《中日本高速道路株式会社》

③「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡

《中日本高速道路株式会社→申請者》

④申請 《申請者→センター》

・申請者は、申請書類に自治体から付与された管理ナンバーを記載し、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）

⑤申請受付 《センター》

上記フローは、中日本高速道路株式会社での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

中日本高速道路株式会社へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名 : 企画本部 経営企画部 経営企画チーム
電話番号 : 052-222-3589

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

NEXCO中日本次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年12月20日

中日本高速道路株式会社

1. ビジョン策定の目的

(1) 目的

本ビジョンは、経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」におけるEV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド自動車)に必要な充電インフラを計画的に配備するために設置場所を示すためのものであり、高速道路事業者としての考え方等を示すものである。

本ビジョンを策定することにより、EVに必要な充電インフラの整備を加速することで、低炭素型モビリティの普及を促進させるとともに、低炭素社会の実現を図るものとする。

なお、本ビジョンについては、今後の充電インフラの整備状況やEVの普及状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。

(2) 対象地域

中日本高速道路株式会社管内の1都11県(東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県)

(3) 対象機器及び設置条件

急速充電器であり、以下の要件を満たすもの

- ・今後、新設される充電器(中古品を除く)であること
- ・充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ・充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること
- ・充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める料金の徴収は可とする)
- ・利用者を限定していないこと(ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする)

(4) 充電設備の現状と将来目標

	平成25年12月現在	本ビジョンに基づく整備	中日本高速道路株式会社管内の充電インフラ整備基数合計
急速充電器	38基	51基	83基

本ビジョンに基づく整備に伴い、6基の用途廃止を予定している

2. NEXCO中日本管内の充電インフラ整備状況

(1) 充電設備の整備状況

	平成22年末	平成23年末	平成24年末	平成25年12月
急速充電器 (累計)	4基	15基	21基	38基

(2) 急速充電設備の利用状況

平均利用回数	箇所当たり最大	日当たり最大
3.2回 / 日 (H25年上半期平均)	12.4回 / 日 (足柄SA下り H25年8月平均)	26回 / 日 (足柄SA下り H25年9月28日)

(3) 急速充電設備の設置箇所



(4) 道路別の急速充電設備の設置状況

	道路名	エリア名称	上下線	設置位置	設置基 数	備考
1	東名高速道路	海老名 S A	上り線	神奈川県海老名市	1	
2	東名高速道路	海老名 S A	下り線	神奈川県海老名市	1	
3	東名高速道路	足柄 S A	上り線	静岡県御殿場市	1	
4	東名高速道路	足柄 S A	下り線	静岡県小山町	1	
5	東名高速道路	富士川 S A	上り線	静岡県富士市	1	
6	東名高速道路	富士川 S A	下り線	静岡県富士市	1	
7	東名高速道路	牧之原 S A	上り線	静岡県牧之原市	1	
8	東名高速道路	牧之原 S A	下り線	静岡県牧之原市	1	
9	東名高速道路	浜名湖 S A	上り線	静岡県浜松市北区	1	
10	東名高速道路	浜名湖 S A	下り線	静岡県浜松市北区	1	
11	東名高速道路	上郷 S A	上り線	愛知県豊田市	1	
12	東名高速道路	上郷 S A	下り線	愛知県豊田市	1	
13	名神高速道路	尾張一宮 P A	上り線	愛知県一宮市	1	
14	名神高速道路	尾張一宮 P A	下り線	愛知県一宮市	1	
15	名神高速道路	多賀 S A	上り線	滋賀県多賀町	1	
16	名神高速道路	多賀 S A	下り線	滋賀県多賀町	1	
17	中央自動車道	談合坂 S A	上り線	山梨県上野原市	1	
18	中央自動車道	談合坂 S A	下り線	山梨県上野原市	1	
19	中央自動車道	双葉 S A	上り線	山梨県甲斐市	1	
20	中央自動車道	双葉 S A	下り線	山梨県甲斐市	1	
21	中央自動車道	諏訪湖 S A	上り線	長野県諏訪市	1	
22	中央自動車道	諏訪湖 S A	下り線	長野県岡谷市	1	
23	中央自動車道	駒ヶ岳 S A	上り線	長野県駒ヶ根市	1	
24	中央自動車道	駒ヶ岳 S A	下り線	長野県駒ヶ根市	1	
25	中央自動車道	恵那峡 S A	上り線	岐阜県恵那市	1	
26	中央自動車道	恵那峡 S A	下り線	岐阜県恵那市	1	
27	東名阪自動車道	御在所 S A	上り線	三重県四日市市	1	
28	東名阪自動車道	御在所 S A	下り線	三重県四日市市	1	
29	長野自動車道	梓川 S A	上り線	長野県安曇野市	1	
30	長野自動車道	梓川 S A	下り線	長野県松本市	1	
31	伊勢湾岸自動車道	刈谷 P A	上り線	愛知県刈谷市	1	
32	伊勢湾岸自動車道	刈谷 P A	下り線	愛知県刈谷市	1	
33	新東名高速道路	駿河湾沼津 S A	上り線	静岡県沼津市	1	
34	新東名高速道路	駿河湾沼津 S A	下り線	静岡県沼津市	1	
35	新東名高速道路	静岡 S A	上り線	静岡県静岡市葵区	1	
36	新東名高速道路	静岡 S A	下り線	静岡県静岡市葵区	1	
37	新東名高速道路	浜松 S A	上り線	静岡県浜松市北区	1	
38	新東名高速道路	浜松 S A	下り線	静岡県浜松市浜北区	1	

3. 今後の充電インフラ整備の考え方

(1) 充電インフラ整備の目的

NEXCO中日本管内の高速道路のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)に充電インフラを整備する目的は、EVの本線上における「電欠」を回避し、本線上での停止に伴う追突などの交通事故を防止し、高速交通に及ぼす影響を極力排除するためのものである。

(2) 経路充電

- EVの利用者が電欠なく目的地に到達できるよう、目的地までの途中における経路充電を提供するため、SA・PAに充電インフラを整備することとする。
- EVによる高速道路の利用に際し、インターチェンジへの流入の前、及びインターチェンジからの流出の後に充電を行いたいという利用者ニーズが想定されるため、高速道路インターチェンジ付近に充電インフラが必要となるが、これらについては各都県のビジョンに基づき、充電インフラネットワークとして整備が実行されることを期待している。(本ビジョンの対象外)
- 経路充電であることからSA・PAのレストランでの食事やお手洗い利用など短時間のうちに充電を満たす必要があるため、高速道路上の充電インフラの整備は全て急速充電器によることとしている。
- PHVに関しては電欠が生じた場合にあっては内燃機関により走行が可能のため、高速道路上での普通充電による充電インフラ利用は想定していないところだが、急速充電器に対応する充電口を有するPHVの利用は妨げないこととしている。

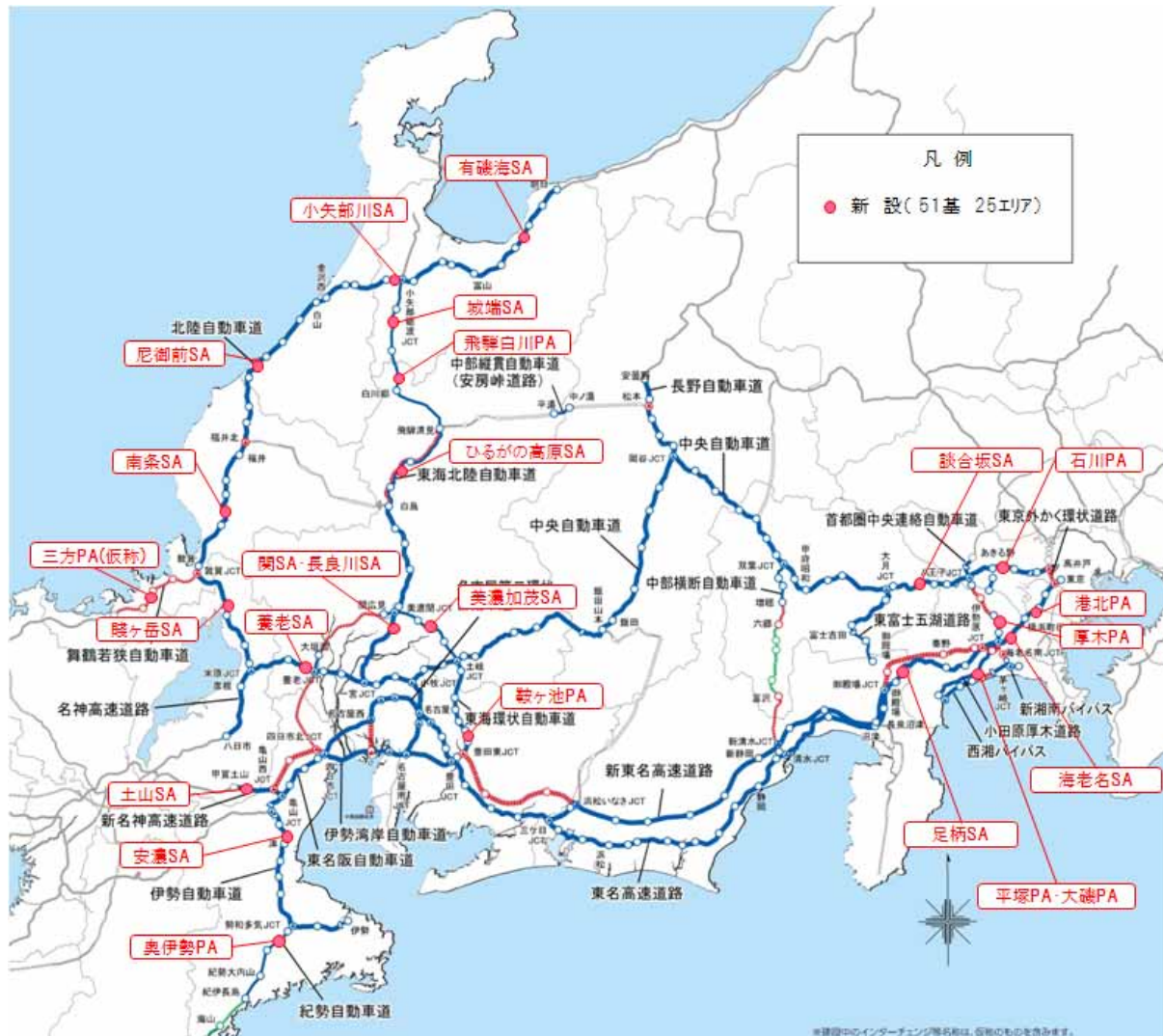
4. 充電インフラ整備箇所

共同事業に係る充電設備（新設）

	道路名	エリア名称	上下線	設置位置	設置 基数	備考
中日本-0001	東名高速道路	港北P A	下り線	神奈川県横浜市緑区	1	
中日本-0002	東名高速道路	海老名S A	上り線	神奈川県海老名市	1	
中日本-0003	東名高速道路	海老名S A	上り線	神奈川県海老名市	1	
中日本-0004	東名高速道路	海老名S A	下り線	神奈川県海老名市	1	
中日本-0005	東名高速道路	海老名S A	下り線	神奈川県海老名市	1	
中日本-0006	東名高速道路	足柄S A	上り線	静岡県御殿場市	1	
中日本-0007	東名高速道路	足柄S A	上り線	静岡県御殿場市	1	
中日本-0008	東名高速道路	足柄S A	下り線	静岡県小山町	1	
中日本-0009	東名高速道路	足柄S A	下り線	静岡県小山町	1	
中日本-0010	名神高速道路	養老S A	上り線	岐阜県養老町	1	
中日本-0011	名神高速道路	養老S A	下り線	岐阜県養老町	1	
中日本-0012	中央自動車道	石川P A	上り線	東京都八王子市	1	
中日本-0013	中央自動車道	石川P A	下り線	東京都八王子市	1	
中日本-0014	中央自動車道	談合坂S A	上り線	山梨県上野原市	1	
中日本-0015	中央自動車道	談合坂S A	上り線	山梨県上野原市	1	
中日本-0016	中央自動車道	談合坂S A	下り線	山梨県上野原市	1	
中日本-0017	中央自動車道	談合坂S A	下り線	山梨県上野原市	1	
中日本-0018	北陸自動車道	賤ヶ岳S A	上り線	滋賀県長浜市	1	
中日本-0019	北陸自動車道	賤ヶ岳S A	下り線	滋賀県長浜市	1	
中日本-0020	北陸自動車道	南条S A	上り線	福井県南越前町	1	
中日本-0021	北陸自動車道	南条S A	下り線	福井県南越前町	1	
中日本-0022	北陸自動車道	尼御前S A	上り線	石川県加賀市	1	
中日本-0023	北陸自動車道	尼御前S A	下り線	石川県加賀市	1	
中日本-0024	北陸自動車道	小矢部川S A	上り線	富山県小矢部市	1	
中日本-0025	北陸自動車道	小矢部川S A	下り線	富山県小矢部市	1	
中日本-0026	北陸自動車道	有磯海S A	上り線	富山県滑川市	1	
中日本-0027	北陸自動車道	有磯海S A	下り線	富山県魚津市	1	
中日本-0028	伊勢自動車道	安濃S A	上り線	三重県津市	1	
中日本-0029	伊勢自動車道	安濃S A	下り線	三重県津市	1	
中日本-0030	東海北陸自動車道	関S A	上り線	岐阜県関市	1	
中日本-0031	東海北陸自動車道	長良川S A	下り線	岐阜県関市	1	
中日本-0032	東海北陸自動車道	ひるがの高原S A	上り線	岐阜県郡上市	1	
中日本-0033	東海北陸自動車道	ひるがの高原S A	下り線	岐阜県郡上市	1	
中日本-0034	東海北陸自動車道	飛騨白川P A	上り線	岐阜県白川村	1	
中日本-0035	東海北陸自動車道	飛騨白川P A	下り線	岐阜県白川村	1	
中日本-0036	東海北陸自動車道	城端S A	上り線	富山県南砺市	1	
中日本-0037	東海北陸自動車道	城端S A	下り線	富山県南砺市	1	
中日本-0038	新名神高速道路	土山S A	上り線	滋賀県甲賀市	1	

	道路名	エリア名称	上下線	設置位置	設置 基数	備考
中日本-0039	新名神高速道路	土山SA	下り線	滋賀県甲賀市	1	
中日本-0040	舞鶴若狭自動車道	三方PA(仮称)	上り線	福井県若狭町	1	
中日本-0041	舞鶴若狭自動車道	三方PA(仮称)	下り線	福井県若狭町	1	
中日本-0042	紀勢自動車道	奥伊勢PA	上り線	三重県大台町	1	
中日本-0043	紀勢自動車道	奥伊勢PA	下り線	三重県大台町	1	
中日本-0044	首都圏中央連絡自動車道	厚木PA	内回り	神奈川県厚木市	1	
中日本-0045	首都圏中央連絡自動車道	厚木PA	外回り	神奈川県厚木市	1	
中日本-0046	東海環状自動車道	鞍ヶ池PA	内回り	愛知県豊田市	1	
中日本-0047	東海環状自動車道	鞍ヶ池PA	外回り	愛知県豊田市	1	
中日本-0048	東海環状自動車道	美濃加茂SA	内回り	岐阜県美濃加茂市	1	
中日本-0049	東海環状自動車道	美濃加茂SA	外回り	岐阜県美濃加茂市	1	
中日本-0050	小田原厚木道路	平塚PA	下り線	神奈川県平塚市	1	
中日本-0051	小田原厚木道路	大磯PA	上り線	神奈川県大磯町	1	

上記は変更になる場合があります。



充電インフラ整備箇所図

5. 充電インフラ整備・運営事業者の要件等

(1) 充電インフラ整備事業者の要件

NEXCO中日本が管理運営している高速道路の特性を考慮して、急速充電器の整備・運営事業者は「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程」の他、以下の各要件を満たすものとする。

なお、次世代自動車充電インフラ整備促進事業に係る補助金申請は、共同で行うこととする。

- NEXCO中日本管内に整備する急速充電器の適正な配置間隔を確保し、ユニバーサルサービスとして統一的なサービスを提供するため、新增設予定箇所の整備に加え、既存設備38基を含め一括して運営する
- 24時間・365日の運営を行うものとし、利用者からの問合せや機器の故障に常に対応できる体制を構築する
- 運営期間は、運用開始後8年間とする
- 設備は、常に良好な状態が保たれるよう定期的な点検を行うものとする
- 利用状況等のデータを整理し、NEXCO中日本と情報を共有する
- 具体的な急速充電器の整備箇所、SA・PA内での設置位置については、NEXCO中日本と協議した上で決定する

(2) 充電インフラ設備の整備に係る役割分担等

高速道路における急速充電インフラとして整備する設備の内容と整備の役割分担、資産保有区分は下表のとおりとする。

なお、整備・運営事業者は、NEXCO中日本が整備した設備を有償にて使用することができるものとし、詳細は別途決定する。

新增設インフラの整備に係る役割分担と資産保有区分

項目	内容	役割分担 資産保有区分	
		事業者	NEXCO 中日本
急速充電器	急速充電器、会員認証装置、非常用電源(200V電源)、電灯等		
	機器設置用基礎(コンクリート製)		
電力供給設備	受配電設備改造、引込み柱、配線、配管(開閉器～急速充電器、受配電設備・引込み柱～開閉器)、開閉器		
	配線(開閉器～急速充電器)		
駐車マス	舗装、路面表示、縁石、車止め		
案内標識	本線、休憩施設内		
上屋	駐車マス上屋		

(NEXCO中日本次世代自動車充電インフラ整備ビジョン 改定履歴)

当初（公表）	2013年12月20日
第1回変更	2014年2月21日